

# 安全衛生の推進 安全衛生の推進

SANSEI24

## 洗剤の知識

クリーニングに取って各種洗剤はなくてはならないものです。そのため正しい知識を持って正しく有効に取り扱うことが大切です。

### 中性洗剤「PH6～PH8」

軽度、中度の一般的な汚れを落とすために広く使われ、洗浄力は強くないが建材や人体を損傷する事がないので、汎用力が高い。

### 強アルカリ性洗剤「PH11～PH14」

洗浄力が強く重度や超重度の汚れ除去に使用されます。洗浄力が強いので使用を限定し、すぎを充分行いまた使用に当たっては保護具を着用すること。

## 各種洗剤の取り扱い

### 弱アルカリ性洗剤「PH8～PH11」

中度、重度の汚れを落とす為に使用される。PH・希釈倍率によっては建材や人体に影響を及ぼすので注意し、使用後はすぎを充分に行うこと。

### 酸性洗剤「PH6 以下」

界面活性剤に無機酸や有機酸が加えられたもの。衛生陶器や浴槽の石鹼カスの洗浄等に使用されます。すぎを充分行いまた使用に当たっては保護具を着用すること。

## 使用洗剤の一例(サンセイ)

洗 剤	種 類	使 用 品 名
アルカリ洗剤	油汚れ用	マジックリン・ブレイクアップ
	カビ取り用	ドメスト・カビキラー・カビ取りハイター
	パイプ洗浄用	パイプマン・パイプフィニッシュ
	床洗浄剤	アルタ・ハイブリットクリーナー
酸性洗剤	トイレ用	サンポール・塩酸
医薬用外剤物	トイレ用	デオライト SS・パワーZC50
	グリストラップ用	グリスノン

# 安全衛生の推進

# 安全衛生の推進

SANSEI24

有害化学物質とは、法律で規定されている有害物質及び特定有害業務にかかる化学物質による危険物「毒物及び劇物取締法」による毒物及び劇物「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」「悪臭防止法」「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」及び東京都公害防止条例により規制対象とされている化学物質をいう。

ここでいう有害化学物質には次の表のようなものが含まれています。まず身近にある有害物質と数量を把握することです。法律で取り扱い規制されているもの、有害性が懸念される物を自主的に管理する物のほか、社外から持ち込まれる化学物質(メーカー・納品業者などから分析試料等提供)についても同様に管理する必要があります。

## 保管管理

貯蔵する容器は、耐蝕性があり、液漏れやガス漏れのないものを使用すること。

また容器が転倒しても液漏れ等しないよう細心の注意すること。

## 廃液処理の管理

廃液はその化学物質、PH、濃度等を考慮し種類ごとに適正に処理すること。

廃液を未処理のまま公共の下水道や河川等に絶対に流さないようすること。

# 有害化学物質の取り扱い

## 使用時の管理

有害物質を使用する時は、決められた場所で定められた方法で取り扱いすること。

使用量、保管量はその適量化を目指し削減化に努めること。

新規に化学物質を使用する場合には、環境・安全に関するMSDS「化学安全データシート」を取ること。

## 緊急時の管理

平常時は大過なく作業していても、人災・天災等の発生により環境汚染を発生させることも考えられます。

日頃より管理体制を明確にしておくこと。

## 有害化学物質の一例

NO	種類・関連法規	有害化学物質
1	毒物及び劇物取締法	*急性中毒 :シアン化水素・ふつ化水素等 *慢性障害 :塩化水素・過酸化水素・硝酸・硫酸・水酸化ナトリウム等
2	有機溶剤中毒予防規則	*有機溶剤 :クロロホルム・エチレン・アセトン・キシレン等
3	水質汚濁防止法	*カドミウム及びその化合物・シアン化合物・有機りん化合物・水銀・ベンゼン等
4	大気汚染防止法	*アンモニア・ふつ素化合物・硫化水素・塩化水素・塩素等